

## 小豆広域公告第19号

小豆地区資源再生物中継及び売払い業務委託候補者選定に係る公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和6年2月9日

小豆地区広域行政事務組合 管理者 大江 正彦

### 小豆地区資源再生物中継及び売払い業務委託候補者選定 に係る公募型プロポーザル実施公告

#### 1 業務の概要

- (1) 業務名称 小豆地区資源再生物中継及び売払い業務委託
- (2) 目的 小豆郡内の資源再生物の中継及び売払い等の適正な履行を通じて、生活環境の保全や資源が循環して利用される社会構築の推進を目的とする。
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。(予定)  
ただし、現在の受託事業者と異なる事業者が受託事業者として特定された場合は、引継ぎ期間を設けるものとする。
- (5) 選定方法 公募型プロポーザル方式による選定

#### 2 業務に要する費用

組合は、原則として費用を負担しない。

#### 3 参加資格に関する条件

プロポーザルに参加できる者(提案者になろうとする者)(以下「参加者」という。)は、次に掲げる事項をすべて満たす者でなければならない。また、公告日から受託候補者特定の日までに、下記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。参加資格の基準日は、参加希望書の提出日とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる者でないこと。
- (2) 本店又は支店若しくは営業所が、土庄町又は小豆島町に所在すること。
- (3) 香川県暴力団排除推進条例(平成23年香川県条例第4号)に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等、又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (4) 香川県暴力団排除推進条例第19条の規定に違反しない者であること。
- (5) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。
- (7) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

- (8) 国税及び地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- (9) 各資源再生物についてそれぞれを取り扱う売払い先等との取引実績があること、もしくは売払い先等との取引の見込みがあること。
- (10) 小豆郡内に中継センターを設置している、もしくは事業開始までに設置する見込みがあること。
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第1号から3号の委託基準を満たしていること。

#### 4 公募型プロポーザル実施スケジュール

期 限	内 容
平成6年 2月 9日（金）	プロポーザルの公告 実施要領及び仕様書の配布開始 （参加表明書提出期限前日16時まで）
平成6年 2月14日（水）17時まで	第1次審査に関する質問締切
令和6年 2月16日（金）	第1次審査に関する質問についての回答公表
令和6年 2月19日（月）17時まで	第1次審査（参加表明書の提出）締切
令和6年 2月21日（水）予定	プロポーザル審査委員会（1次） 【提案者の選定】
令和6年 2月26日（月）予定	提案者の選定・非選定通知
令和6年 3月 4日（月）17時まで	第2次審査に関する質問締切
令和6年 3月 8日（金）	第2次審査に関する質問についての回答公表
令和6年 3月19日（火）17時まで	第2次審査（提案書の提出）締切
令和6年 3月25日（月）予定	プロポーザル審査委員会（2次）【ヒアリングの実施及び提案書の審査並びに特定】
令和6年 3月27日（水）予定	提案書の特定通知、結果公表
令和6年 3月28日（木）から	受託候補者と業務内容及び契約条件等に係る協議
令和6年 4月 1日（月）	業務委託契約締結

※受付時間は、土曜、日曜及び祝祭日を除く、9時～12時、13時～17時とする。

#### 5 プロポーザルの公告

プロポーザルの実施要領及び仕様書の配布方法は次のとおりとする。

##### (1) 交付期間

令和6年 2月9日（金）午前9時から令和6年 2月14日（水）16時まで

##### (2) 交付方法

構成町のホームページから入手するものとする。

土庄町 HP アドレス：

<https://www.town.tonosho.kagawa.jp/gyosei/chosei/shozukouiki/index.html>

小豆島町 HP アドレス：

<https://www.town.shodoshima.lg.jp/gyousei/koiki/index.html>

## 6 審査方法

プロポーザルの審査方法は次のとおりとする。

### (1) 第1次審査（参加資格の審査）

ア 提出期限：令和6年 2月19日（月）17時まで（必着）

イ 提出書類

- (ア) 会社概要（様式3）
- (イ) 業務実績調書（様式4）
- (ウ) 資源再生物売払い先調書（様式5）
- (エ) 統括責任者の経歴及び実績等調書（様式6）
- (オ) 従業員名簿（様式7）
- (カ) 保有車両一覧（様式8）及び車検証の写し
- (キ) 事務所、車庫の写真及び付近見取図（任意様式）
- (ク) 参加表明書（様式10）
- (ケ) 参加資格に関する申立書（様式11）
- (コ) 中継センター設置に関する調書（様式12）
- (サ) 土庄町又は小豆島町一般廃棄物収集運搬業の許可証の写し  
※許可を受けている場合のみ
- (シ) 次に定める書類

必要書類	個人	法人
① 住民票抄本及び破産手続開始決定の確定通知 （破産宣告の通知を含む）などを受けていない証明書	○	
② 定款及び履歴事項全部証明書		○
③ 印鑑証明書	○	○
④ 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人住民税の納税証明書 【完納証明書も可】		○
⑤ 所得税、消費税及び地方消費税並びに住民税の納税証明書 【完納証明書も可】	○	
⑥ 直前3年間の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ フロー計算書）		○
⑦ 資産及び負債に関する調書（様式9）並びに直前3年間の確定申 告書の写し	○	

ウ 提出方法

14の事務担当へ持参すること。なお、郵送の場合は、提出期限までに到達すること。

エ 提出部数

11部（正1部、副10部）

オ 審査結果の通知

第2次審査の対象となる者にはプロポーザル招請通知（選定通知）を送付し、対象とならない者には選定結果通知書（非選定通知）を送付する。

### (2) 第2次審査（プレゼンテーション及び提案書の審査）

ア 提出期限：令和6年3月19日（火）17時まで（必着）

イ 提出書類

（ア）企画提案書提出届（様式2）

（イ）企画提案書（様式例あり：任意様式）

「企画提案書に記載すべき事項」（9ページを参照）

ウ 提出方法

14の事務担当へ持参すること。（郵便もしくは信書便又は電送によるものは、受け付けない。）また、提出期限までに企画提案書を提出しなかった場合は、失格とする。

エ 提出部数

11部（正1部、副10部）

オ 実施日及び会場

（ア）実施日 令和6年3月25日（月）予定

（イ）会場 第1次審査の通過者に対し、文書及び電子メールにより通知する。

カ プレゼンテーションの時間

企画提案書に基づき、30分（提案の説明15分及び質疑応答15分程度）

キ 注意事項

（ア）プレゼンテーションは、企画提案書を受け付けた順に、個別に実施する。

（イ）提案説明の際にプロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。

（ウ）プレゼンテーションに参加しない場合は、失格とする。

（エ）著作権は、企画提案者に帰属する。

（オ）企画提案者は、組合が企画提案書の内容を公表することについて、承諾するものとする。

（カ）組合は、本業務の受託者の選定を行うために必要な範囲において、企画提案書等を複写することがある。

ク 審査結果の通知

参加者全員に審査結果を通知する。

（ア）特定された者には特定通知書を送付する。

（イ）特定されなかった者には非特定通知書を送付する。

## 7 質問の受付及び回答

### （1）第1次審査に関する質問の受付及び回答

ア 提出期限：令和6年2月14日（水）17時まで（必着）

イ 提出方法：別添の質問書（様式1）により、14の事務担当へ直接持参又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールで提出した場合は、電話で受領確認を行うこと。また、14の事務担当に持参の場合は電子データも提出すること。

※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しないものとする。

ウ 回答日：令和6年2月16日（金）

エ 回答方法：構成町のホームページに掲載する。

### （2）第2次審査に関する質問の受付及び回答

ア 提出期限：令和6年3月4日（月）17時まで（必着）

イ 提出方法：別添の質問書（様式1）により、14の事務担当へ直接持参又は電子メール

ルにより提出すること。なお、電子メールで提出した場合は、電話で受領確認を行うこと。また、14の事務担当に持参の場合は電子データも提出すること。

※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しないものとする。

ウ 回答日：令和6年3月8日（金）

エ 回答方法：構成町のホームページに掲載する。

## 8 企画提案書の作成

小豆地区資源再生物中継及び売払い業務委託に関わるプロポーザル企画提案書作成要領（以下「提案書作成要領」という。）を参照すること

## 9 評価及び選定の方法

### （1） 評価及び選定の方法

ア 本プロポーザルにおける審査は、小豆地区資源再生物中継及び売払い業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

イ 企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査し、本業務の受託者として適すると認められた者（第1次審査及び第2次審査の合計得点数の最も高い者）を受託候補者として選定する。また、選定に際しては、適正な処理が継続的かつ安定的に実施される提案かどうかを考慮する。なお、受託候補者以外の者についても、合計得点数の高い者から順位を付する。

ウ 選定結果は、第2次審査の対象となった全ての企画提案者に対し、文書により通知する。

エ 選定結果についての異議申立ては、受け付けないものとする。

### （2） 業務委託業者選考基準の主な視点（第1次審査、第2次審査）

「小豆地区資源再生物中継及び売払い業務委託 評価基準（第1次審査）」（7ページ参照）

「小豆地区資源再生物中継及び売払い業務委託 評価基準（第2次審査）」（8ページ参照）

## 10 提案の無効

参加者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、審査委員会において審査の上、当該参加者が行った参加表明や提案を無効とする。

（1） 本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。

（2） 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。

（3） 3に掲げる要件を満たさなくなったとき。

（4） この要領に定められた方法以外の方法により、審査委員会の委員その他組合の関係者に対し、本プロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めたとき。

（5） 第1次審査及び第2次審査の合計点が最低基準点を満たさないとき。

## 11 契約の締結

（1） 受託候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、9（1）イによる順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。

（2） 契約締結の交渉に当たっては、参加者が提案した業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示する。

- (3) この契約は、受託候補者と随意契約交渉の結果として契約を締結することによって確定する。

#### 1.2 結果の公表

審査結果は構成町のホームページで公開するほか、担当部署の窓口で閲覧可能とする。

#### 1.3 その他

- (1) 企画提案書は、仕様書を参考に本要領及び提案書作成要領により作成すること。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類の作成のために組合から受領した資料等は、組合の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類について、小豆地区広域行政事務組合情報公開・行政不服審査会条例（平成29年小豆地区広域行政事務組合条例第2号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (7) 受託候補者は、本委託業務に係る一切の情報が漏えいしないように努めるものとする。また、情報漏えい事故が発生した場合は、直ちに組合に報告するものとする。
- (8) 参加者は、参加表明書の提出をもって、この要領及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (9) 提案書の提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更は認めない。様式6に記載する統括責任者について、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、組合の了解を得なければならない。
- (10) 参加表明書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、一般競争入札停止及び指名停止等同等の措置を行うことがある。

#### 1.4 事務担当

- (1) 担当部署

小豆地区広域行政事務組合

住 所：〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲2155番地1

電 話：0879-62-6565

FAX：0879-62-0603

電子メール：shozu@crest.ocn.ne.jp

小豆地区資源再生物中継及び売払い業務委託 評価基準（第1次審査）

大項目	中項目	小項目	要点	基準点	係数	配点
参加 資格	業務実績 及び規模	受注実績	本業務と同様業務の経験は十分であるか。	5	6	100
		事業者の規模や 資格	本業務を適正に実施するための 人員や車両等の設備や資格を有 しているか。	5	3	
		売払いの実績	売払い実績額及び売払い先との 取引実績は十分であるか。また は、取引の見込みがあるか。	5	5	
		財務状況	財務状況は健全であるか。	5	3	
		中継センターの 設置	小豆郡内に中継センターが設置 されているか、もしくは設置見 込みがあるか	5	3	

合計100点

小豆地区資源再生物中継及び売払い業務委託 評価基準（第2次審査）

大項目	中項目	小項目	要点	基準点	係数	配点
企画提案点	基礎点	企画提案書の構成	仕様書に基づき、その目的や条件等を理解した内容であるか。	5	5	50
		組合方針の理解	土庄町及び小豆島町の一般廃棄物処理計画の目的・目標を理解した内容であるか。	5	5	
	加算点	運営体制・事業実施計画	(1) 業務の運営体制 車両計画、中継センターの管理、安全対策、社員教育等が十分に行われる提案であるか。	5	8	205
			(2) 業務管理 資源再生物の中継及び売払いに関する業務が適正に行われる提案であり、また、住民に対し資源循環の大切さを啓発できる提案であるか。	5	8	
			(3) 危機管理 様々なトラブルや災害への対応に対して有効と思われる提案が示されているか。	5	8	
		コンプライアンス	(4) コンプライアンス コンプライアンス指針が定められており、社内で共有される環境にあるか。	5	5	
		地域への貢献	(5) 住民への対応等 求められる心配りが期待できる内容であるか。	5	4	
			(6) 行政等への対応 小豆郡内の廃棄物行政及び環境配慮への貢献が期待できる内容であるか。	5	4	
		新規提案	(7) 新規提案 積極的かつ実行可能であるか。	5	4	
	提案説明	説明内容について	説明内容が提案書の内容を補完しており、独自のノウハウを十分に発揮できると認められるか。	5	3	45
		意欲及び保有する知識・経験について	説明内容に高い意欲が感じられるとともに、豊富な知識や経験を持っていると感じられるか。	5	3	
		的確な質疑応答について	審査委員会委員の質問に対し、的確に回答しているか。	5	3	

合計300点



企画提案書に記載すべき事項

記入にあたっては、正確かつ具体的に記入してください。また下記事項の丸数字の項目ごとに、A4サイズの用紙1枚以上に【様式例】を参考に記載し提出してください。

(1) 業務の運営体制	①中継センターから資源再生物を搬出するまでの保管・管理
	②搬出時の交通安全、飛散等防止対策
	③人員配置（正規職員、実務経験者、予備人員等）
	④社員教育・研修
	⑤労務管理
(2) 業務管理	①資源再生物を高値で売払うための方法
	②資源再生物の収集量を増やすための自社独自の方法
	③資源再生物の収集量を増やすための住民への啓発・排出指導の方法
	④資源再生物を売払いした後、同資源が活用され製品として生まれ変わり資源循環されることについて、住民へ周知する方法
(3) 危機管理	①緊急時の連絡体制
	②交通事故時の対応
	③地震・風水害等の災害時の対応
	④排出ルール違反のごみが持ち込まれた時の対応
	⑤社員の急な欠勤時の対応
(4) コンプライアンス	①コンプライアンスに対する考え方
(5) 住民への対応等	①資源再生物持込み時の対応
	②車両運転時の対応
	②クレーム時の対応
(6) 行政等への対応	①土庄町及び小豆島町一般廃棄物処理計画に対する協力、連携
	②小豆郡内のごみ削減に向けた提案、取り組み
	③環境に対する取り組み
	④地域貢献・社会貢献活動
(7) 新規提案	①組合が現在行っている当該業務を更に効率化する提案や住民サービスの向上等についての提案

注意事項

- ・ 提案は実行可能なものとし、貴社の提案を採用し業務委託を行った場合は、当提案を実行していただきます。

以 上